

令和7年度使用教科用図書の採択について

学校教育課

本市は、文部科学省及び福岡県教育委員会より示される採択方針や採択の手続きに則り、厳正に採択を行っていく。本年度は、以下の3つの令和7年度使用教科用図書の採択を行う。

中学校教科用図書

- ・ 4年ごとに教科用図書の採択を行う。
- ・ 現在使用しているものは、令和2年度に採択されたものであり、今年度が教科用図書の採択替えの年にあたる。

特別支援学校・学級附則9条本(一般図書)

- ・ 特別支援学校並びに特別支援学級においては、文部科学省検定済教科書等の使用について、学校教育法附則第9条により、児童用図書(絵本や図鑑)などの一般図書の一覧の中から、毎年本市の学校の実情に応じた図書を採択することが認められている。

高等学校教科用図書

- ・ 高等学校の教科用図書の採択方法については法令上、具体的な定めはないが、北九州市立高等学校については、学校の調査研究を基に、本市教育委員会が採択を行う。今年度は、教育課程の変更及び教科用図書の廃版等にもない採択を行う。

※ 小学校教科用図書

- ・ 4年ごとに教科用図書の採択を行う。
- ・ 現在使用しているものは、令和5年度に採択されたものである。